

○環境省訓令第48号

環境省特定秘密保護規程を次のように定める。

平成26年12月8日

環境大臣 望月 義夫

環境省特定秘密保護規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密（以下単に「特定秘密」という。）を適切に保護するために必要な措置を定めるものとする。

2 環境省（原子力規制委員会を除く。以下同じ。）における特定秘密の保護に関しては、法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」という。）及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）のほか、法律及びこれに基づく命令の規定により特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「可搬記憶媒体」とは、電子計算機又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。

2 この規程において「携帯型情報通信・記録機器」とは、携帯電話、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナ）、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。

(特定秘密管理者)

第3条 特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、大臣官房長とする。

2 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務の管理を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

(職員の範囲の制限)

第4条 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定は、係単位、官職単位等その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

2 特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

(保全教育)

- 第5条 特定秘密管理者は、職員（環境省に所属する法第11条各号に規定する者を除く。以下、この項から第3項までにおいて同じ。）に対し、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。
- 2 前項の教育は、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。
- 3 特定秘密管理者は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる職員については、その取扱いの業務を行う前に、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。
- 4 第1項の教育は、環境省に所属する法第11条各号に規定する者に対しても行うものとする。

第2章 特定秘密の取扱いの業務

(特定秘密の表示の方法)

- 第6条 特定秘密表示（令第17条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。
- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すこと。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すこと。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 2 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、前項の表示をすることを要しない。
- 3 第1項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報に該当するときは、特定秘密表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を、同項各号と同様の方法とするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合はこの限りでない。

4 前項の場合において、当該外国の政府等を示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。

(通知の方法)

第7条 法第3条第2項第2号に規定する通知（令第17条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、環境大臣が、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記第1号様式の書面により行うものとする。

2 前項の通知に当たっては、同項の書面を当該特定秘密である情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめるものとする。

(指定の有効期間の延長に伴う通知等)

第8条 指定の有効期間の延長に伴う通知は、環境大臣が当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した別記第2号様式の書面により行うものとする。前条第2項の規定はこの場合に準用する。

(特定秘密表示の抹消)

第9条 特定秘密表示の抹消は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第10条 指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- 2 指定の有効期間の満了に伴う通知は、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記第3号様式の書面により行うものとする。第7条第2項の規定は、この場合に準用する。

（指定の解除に伴う措置）

- 第11条 前条第1項の規定は、指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。
- 2 指定の解除に伴う通知は、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記第4号様式の書面により行うものとする。第7条第2項の規定は、この場合に準用する。

（立入制限）

- 第12条 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者はこの限りでない。
- 2 前項の規定により立入りが禁止された場合、特定秘密管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入禁止に必要な措置を講ずるものとする。

（機器持込み制限）

- 第13条 特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合についてはこの限りでない。
- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
- (2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）
- (3) 特定秘密を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）
- (4) 特定秘密文書等を保管する保管施設
- 2 前項の規定により、機器持込みを禁止した場合、特定秘密管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等の保管容器）

- 第14条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱等、施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。
- 2 特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の行政文書と同一の行政文書ファイ

ルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

- 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。
- 4 前3項の規定によることができないときは、特定秘密管理者の定めるところによる。

(特定秘密の保護のための施設設備)

第15条 特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等特定秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第16条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、スタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密の取扱いの業務を行う職員のみが当該電磁的記録にアクセスできる措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたもので取り扱うものとする。

- 2 特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ及び印刷ログを保存するよう努めるものとする。
- 3 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、前2項に掲げるもののほか、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の「環境省情報セキュリティポリシー」を厳格に適用するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に定める情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。
- 4 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときはパスワード設定、暗号措置等の保護措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

第17条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等(物件を除く。)の作成(翻訳、複製並びに電磁的記録の書き出し及び印刷を含む。以下、この条及び次条において同じ。)、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊(以下「特定秘密文書等管理簿」という。)を保全責任者ごとに備えるものとする。

- 2 特定秘密文書等管理簿には、特定秘密文書等に記録された特定秘密の指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号、作成又は受領の年月日、交付先等を記載し、又は記録するものとする。
- 3 保全責任者は、その保管する特定秘密文書等について、特定秘密文書等管理簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。
- 4 特定秘密文書等管理簿は、別記第5号様式を標準とする。

(特定秘密文書等の作成)

第 18 条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。

2 保全責任者は、前項の特定秘密文書等（物件を除く。）には、登録番号の表示をするものとする。

(交付及び伝達の承認)

第 19 条 特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

2 特定秘密文書等を交付する者は、特定秘密の保護のため当該特定秘密文書等を特定秘密管理者の指示により返却させる場合には、交付の際に、特定秘密管理者の指示を受け当該特定秘密文書等の返却の時期を書面により明示するものとする。

(運搬の方法)

第 20 条 特定秘密文書等を運搬するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行するものとする。

2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不相当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の定めるところによる。

(交付の方法)

第 21 条 特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、名宛人又はその指名する職員（法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。以下、第 25 条、第 27 条及び第 29 条第 3 項において同じ。）の受領印の押印を受けるなど受領の記録を残すものとする。

2 受領書の様式は、別記第 6 号様式を標準とする。

3 特定秘密文書等は、郵送により交付してはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第 22 条 特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることをできないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の包装等)

第 23 条 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

(電気通信による交付)

第 24 条 特定秘密文書等（物件を除く。）を電気通信の方法により交付するときは、暗号化等必要な措置を講ずるものとする。インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付は、これをしてはならない。

（文書等の接受）

第 25 条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名する職員でなければ開封してはならない。

（伝達の方法）

第 26 条 特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号による秘匿措置を講ずるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、略号を用いるなど特定秘密の保護について必要な措置を講ずるものとする。
- 4 特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗見の防止に努めるものとする。

（公益上の必要による特定秘密の提供の手続）

第 27 条 特定秘密管理者は、法第 10 条第 1 項の規定により特定秘密の提供を求められたときは、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載した書面により環境大臣の承認を得るものとする。

- 2 前項の提供は、前 8 条の規定に準じて、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

（廃棄）

第 28 条 特定秘密文書等（物件を除く。）の廃棄に当たっては、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 8 条第 2 項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

- 2 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実にを行うものとする。

（緊急事態に際しての廃棄）

第 29 条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

- 2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ環境大臣の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を環境大臣に報告するものとする。
- 3 第1項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、令第12条第1項第10号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、環境大臣に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた環境大臣は、同項に規定する事項を内閣保全監視委員会及び内閣府大臣官房独立公文書管理監に報告するものとする。

(定期検査及び臨時検査)

第30条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施するものとする。

- 2 特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。
- 3 前2項の検査は、特定秘密管理者が指名する職員に行わせるものとする。
- 4 第1項及び第2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿の記録と実際に保管されている特定秘密文書等を突合するほか、この規程に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

(紛失時等の措置)

第31条 特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者まで報告すること。
  - (2) 前号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを環境大臣に報告するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供を受けた情報に該当するときは、当該国際約束に定める手続をとること。
- 2 特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講じ、速やかに、その結果を環境大臣に報告するものとする。

第3章 その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置  
(提供を受けた者による保護措置)

第32条 法第10条(同条第1項第1号(イに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)の規定により特定秘密の提供を受けたときは、第3条第1項、第14条、第16条、第18条、第19条から第27条まで、第29条及び第30条に規定する措置を講ずるほか、第3条第2項、第4条から第8条に規定する措置に準ずる措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、第16条、第20条、第22条及び第30条中「特定秘密の取扱いの業務を行う職員」とあるのは、「特定秘密を利用し、又は知る職員」と、第29条第3項中「特定秘密管理者が指名する職員」とあるのは、「特定秘密管理者が指名する職員(特定秘密を利用し、又は知る職員に限る。)」と読み替えるものとする。



3 第1項の場合において、特定秘密管理者は、特定秘密を利用し、又は知る職員に対して、当該特定秘密を当該提供の目的である業務以外に利用してはならないことを周知しなければならない。

第4章 適性評価  
(適性評価実施責任者)

第33条 運用基準IV 2 (1)に規定する適性評価実施責任者は、大臣官房長をもって充てる。

(適性評価実施担当者)

第34条 運用基準IV 2 (2)に規定する適性評価実施担当者は、適性評価実施責任者が指名する職員をもって充てる。

(適性評価に関する事務に関与することができる者)

第35条 運用基準IV 2 (3)本文の規定により適正評価に関する事務に関与することができる者は、事務次官とする。

2 前2条の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、自らに対する適性評価に関する事務（法第12条第4項の規定による質問に回答し、若しくは資料を提出する場合又は適性評価に係る必要な文書を提出し、若しくは連絡を行う場合を除く。）に関与してはならない。

(候補者名簿等)

第36条 運用基準IV 3 (1)アに規定する名簿（以下「候補者名簿」という。）の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 運用基準IV 3 (2)イに規定する特定秘密管理者に対する通知は、候補者名簿に必要事項を記載し、又は記録したものを添付した別記第8号様式を交付することにより行う。

(適性評価の結果等の通知)

第37条 運用基準IV 4 (3)イ、IV 4 (4)ウ及びIV 7 (2)アに規定する通知は、別記第9号様式を交付することにより行う。

(適性が認められた者の名簿の作成)

第38条 適性評価実施責任者は、適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、勤務先の名称、所属する部署、役職名及び環境大臣が直近に実施した適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した年月日を記載し、又は記録した名簿を作成するものとする。

(苦情受理窓口)

第39条 運用基準IV 8 (1)アに規定する苦情受理窓口は、大臣官房秘書課とする。

(苦情処理責任者)

第 40 条 運用基準Ⅳ 8 (1) アに規定する苦情処理責任者は、大臣官房長をもって充てる。

(苦情処理担当者)

第 41 条 運用基準Ⅳ 8 (1) イに規定する苦情処理担当者は、苦情処理責任者が指名する職員をもって充てる。

(適性評価の実施等への協力)

第 42 条 特定秘密管理者は、第 36 条第 1 項に規定する名簿を時間的余裕をもって提出するなど、適性評価に関する事務が円滑に行われるよう必要な協力を行うものとする。

## 第 5 章 通報窓口

(通報窓口)

第 43 条 特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと思料される場合に行う通報を受け付け、処理するための窓口は、大臣官房総務課とする。

## 第 6 章 雑則

(指定解除後等の取扱い)

第 44 条 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報については、必要に応じ、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）等の関連規定に基づき、適切に保護するものとする。

(国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認)

第 45 条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

(国際約束に従って提供された情報である特定秘密の取扱い)

第 46 条 前条までに定めるもののほか、特定秘密であって情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係るものについては、当該情報を当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第 47 条 この規程の実施に関し必要な事項の細目は、適性評価の苦情処理に係る事項については苦情処理責任者が、苦情処理を除く適性評価に係る事項については適性評価実施責任者が、それ以外の事項については特定秘密管理者がそれぞれ定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月10日から施行する。

(経過措置)

第2条 法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第21条の規定の適用については、これらの規定中「法第11条の規定により特定秘密」とあるのは、「特定秘密」と、第4条の規定の適用については、同条中「法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密」とあるのは、「特定秘密」とする。

別記第1号様式（第7条関係）

（ 文 書 番 号 ）

令和 年 月 日

各 位

環 境 大 臣

特定秘密の指定について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、特定秘密が指定されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- 5 指定の有効期間等
  - (1) 指定の有効期間
  - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記第2号様式（第8条関係）

（ 文 書 番 号 ）

令 和 年 月 日

各 位

環 境 大 臣

特定秘密の指定の有効期間延長について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間を延長した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- 5 延長後の指定の有効期間等
  - (1) 延長後の指定の有効期間
  - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記第3号様式（第10条関係）

（ 文 書 番 号 ）

令和 年 月 日

各 位

環 境 大 臣

特定秘密の指定の有効期間満了について  
標記について、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定に係る特定秘密の概要

別記第4号様式（第11条関係）

（ 文 書 番 号 ）

令和 年 月 日

各

位

環 境 大 臣

特定秘密の指定の解除について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定が解除されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」、記書きの「3 指定に係る特定秘密の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ記書きに「4 一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を記載。









別記第6号様式(第21条関係)

登録番号	
件名	
発送機関名	
発 送 者	

上記の文書物件を受領しました(該当するに印をつける。)

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	印

特定秘密文書等受領書



令和 年 月 日

（特定秘密管理者）

殿

○ ○ ○ ○

適性評価に関する通知書（行政機関の長の承認）

令和 年 月 日付け候補者名簿に登載されている者に関し、適性評価を実施することについての環境大臣の承認は別添のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）Ⅳ3(2)イの規定により通知します。

令和 年 月 日

（特定秘密管理者）

殿

○ ○ ○ ○

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）IV [4(3)イ / 4(4)ウ / 7(2)ア] の規定により通知します。

（注）適性評価結果等通知書は、「適性あり」の場合とそれ以外の場合とに分けて作成すること。



